

資料 4

報告事項

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の事業完了について

【概要】福祉タクシー事業者 KEL（九島エンジョイライフ）中平氏より、福祉車両導入に係る補助制度の活用希望があり、本協議会において生活交通改善事業計画の策定が必要となるもの。

- 導入設備 福祉タクシー（リフト付き以外）1台
- 補助対象経費 2,160,000円
- 補助金額 600,000円



第1回地域公共交通活性化協議会（R4.6.27）議案第3号にて審議、承認

【事業完了】中平氏の福祉車両整備の完了に伴い、
令和4年12月13日付け四国運輸局長より、補助金の確定通知。
＜確定補助金額＞600,000円

地域公共交通計画の策定について

【概要】これまでの公共交通のあり方や利用の仕方にも変化が生じてきており、今後、市内交通のさらなる多様化が予想される中、持続可能な公共交通の形成を構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、令和6年7月で計画期間が終了する「地域公共交通網形成計画」を踏まえた新たな「地域公共交通計画」を策定するもの。

- 令和2年11月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により新たに対応が必要となる事項
 - ・新たな数値目標の設定（収支率、市負担額）
 - ・観光振興などの地域活性化策と一体となった計画内容とすること
 - ・福祉や環境などの多様な分野との連携に関する内容とすること 等

地域公共交通網形成計画 令和元年7月策定（令和6年7月まで）



地域公共交通計画（令和6年9月までに策定する必要あり）